

社会福祉法人奈良福祉会 定款

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

保育所の経営

放課後児童健全育成事業の経営

一時預かり事業の経営

幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人奈良福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を奈良県橿原市白橿町六丁目 7-15 に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を京都府木津川市梅美台一丁目 8 番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第十条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月および1月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者それぞれに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第十六条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第十七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第十八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第十九条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二二条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二三条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職
- 2 会長が専決できる範囲については、以下のこととする。
- (1) 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるものただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 施設設備の保守管理、物品の修理等
 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。
 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(招集)

第二六条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 会長が事故のため欠席した場合、出席理事及び監事全員は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 1,000,000円
- (2) 建物
 - ① 奈良県橿原市白橿町六丁目2144番地1、2144番地2
 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建(1,731.75 m²)

- ② 京都府木津川市梅美台一丁目8番地
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建(1,814.09 m²)

(3) 土地

- ① 奈良県橿原市白橿町六丁目2144番地1及び2144番地2所在の
橿原保育園敷地(2,922.65 m²)
- ② 奈良県橿原市白橿町六丁目2142番地2及び2143番地所在の
橿原保育園敷地(1,363.24 m²及び1,592.30 m²)
- ③ 京都府木津川市梅美台一丁目8番地所在のなごみ保育園敷地(3,000.01 m²)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な
手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会
の承認を得て、奈良県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号
に掲げる場合には、奈良県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福
祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の
財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下
同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に
供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、
又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理
事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三二条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日
までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなけれ
ばならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が
終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書

類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議

員会の決議を得て、社会福祉法人並びに学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奈良県知事の認可（社会福祉法第四五条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奈良県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人奈良福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員、会計監査人は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	伊瀬 敏 郎
理 事	竹 村 正太郎
理 事	的 場 義 三
理 事	中 西 正 治
理 事	栗 山 文 作
理 事	北 川 喜美子
監 事	橋 本 登喜子
監 事	土 井 実

(認 可 者) 厚生大臣 内田常雄

(認可番号) 厚生省収児第315号

(認可年月日) 昭和45年3月31日

附則 この定款は、認可の日より施行する。

(認 可 者) 奈良県知事 上田繁潔

(認可番号) 奈良県指令児福第302号

(認可年月日) 平成3年7月26日

附則 この定款は、許可の日より施行する。

(認 可 者) 奈良県知事 柿本 善也

(認可番号) 奈良県指令児福第205号

(認可年月日) 平成10年6月12日

- 附則 この定款は、許可の日より施行する。
(認 可 者) 奈良県知事 柿本 善也
(認 可 番 号) 奈良県指令児福第182号
(認 可 年 月 日) 平成14年5月22日
- 附則 この定款は、許可の日より施行する。
(認 可 者) 奈良県知事 柿本 善也
(認 可 番 号) 奈良県指令こども第834号
(認 可 年 月 日) 平成18年2月21日
- 附則 この定款は、許可の日より施行する。
(認 可 者) 奈良県知事 柿本 善也
(認 可 番 号) 奈良県指令こども第711号
(認 可 年 月 日) 平成18年12月28日
- 附則 この定款は、許可の日より施行する。
(認 可 者) 近畿厚生局長
(認 可 番 号) 近厚発0319第4号
(認 可 年 月 日) 平成22年3月19日
- 附則 この定款は、許可の日より施行する。
(認 可 者) 近畿厚生局長
(認 可 番 号) 近厚発0918第55号
(認 可 年 月 日) 平成25年9月18日
- 附則 この定款は、許可の日より施行する。
(認 可 者) 近畿厚生局長
(認 可 番 号) 近厚発0801第40号
(認 可 年 月 日) 平成26年 8月 1日
- 附則 この定款は、平成 29 年4月1日より施行する。
(認 可 者) 奈良県知事
(認 可 番 号) 指令子育て第 553 号
(認 可 年 月 日) 平成 29 年 2 月 27 日
- 附則 この定款は、平成 30 年4月1日より施行する。
(認 可 者) 奈良県知事
(認 可 番 号) 指令子育て第 700 号
(認 可 年 月 日) 平成 30 年 3 月 22 日
- 附則 この定款は、平成 30 年4月1日より施行する。
(認 可 者) 奈良県知事
(認 可 番 号) 指令子育て第 700 号
(認 可 年 月 日) 平成 30 年 3 月 22 日
- 附則 この定款は、平成 31 年 5 月 1 日より施行する。
(認 可 者) 奈良県知事
(認 可 番 号) 指令子育て第 217 号
(認 可 年 月 日) 令和元年 7 月 22 日

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人奈良福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 非常勤の役員報酬
 - (2) その他の報酬(退職慰労金など)
- 2 本法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事長を含む役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定方法)

第4条 報酬等の額は、別表1に準ずる。

- 2 退職慰労金については、別に定める退職慰労金規程に基づき、理事会で決議し、評議員会の承認後支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 平成31年4月1日より施行する。

本規定は令和元年6月22日 評議員会にて承認後、平成30年4月1日に遡り適用とする。なお、平成22年4月1日制定、役員報酬規程本規定制定後廃止する。

別表 1 (役員の報酬)

区分	用 務	日 額
評議員	評議員会への出席	5,000 円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円
監 事	監事監査等への出席	5,000 円
	理事会、評議員会等会議への出席	5,000 円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円
非常勤 理 事	理事会等会議への出席	5,000 円
	上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円
常 勤 理 事	理事長	無報酬
	業務執行理事	無報酬
	理 事	無報酬

以 上

退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奈良福祉会（以下「法人」という）の役員の退職慰労金について定めたものである。

(非常勤役員の定義)

第2条 この規程において、非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。

(役員退職慰労金の支給対象者)

第3条 役員退職慰労金は、非常勤役員の場合、在任期間が10年以上で辞任した場合に支払う。

(役員退職慰労金の額)

第4条 役員退職慰労金の額は、別表により算出する。

(役員退職慰労金の支払時期)

第5条 役員退職慰労金は、退任の日から3か月以内に支払う。

(本人死亡の場合)

第6条 役員退職慰労金支給時において本人が死亡している場合には、生計を一にしている配偶者に対して支払うものとする。配偶者に支払うことができない場合は、子に対して支払う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

区 分	算出方法
非常勤 役員	5,000 円×理事会もしくは評議員会または監事会出席回数

理事・監事・会計監査人 評議員名簿

役 職	氏 名	任 期
会 長 (理事長)	伊瀬 哲也	令和元 _年 定時(6月)～令和3 _年 定時(6月)評議員会
理 事	中林 悠	令和元 _年 定時(6月)～令和3 _年 定時(6月)評議員会
理 事	上野 博美	令和元 _年 定時(6月)～令和3 _年 定時(6月)評議員会
理 事	山本 邦彦	令和元 _年 定時(6月)～令和3 _年 定時(6月)評議員会
常務理事	伊瀬 祐美子	令和元 _年 定時(6月)～令和3 _年 定時(6月)評議員会
常勤理事	竹村 仁孝	令和元 _年 定時(6月)～令和3 _年 定時(6月)評議員会
監 事	井ノ上 三起子	令和元 _年 定時(6月)～令和3 _年 定時(6月)評議員会
	南 昌一	令和元 _年 定時(6月)～令和3 _年 定時(6月)評議員会
会計監査人	西田 先作	令和元 _年 定時(6月)～令和3 _年 定時(6月)評議員会
評議員	川尻 全良	平成29 _年 4月1日～令和4 _年 3月31日
評議員	清水 益治	平成29 _年 4月1日～令和4 _年 3月31日
評議員	増田 太希子	平成29 _年 4月1日～令和4 _年 3月31日
評議員	土田 博敏	平成29 _年 4月1日～令和4 _年 3月31日
評議員	池田 順子	平成29 _年 4月1日～令和4 _年 3月31日
評議員	酒井 留美	平成29 _年 4月1日～令和4 _年 3月31日
評議員	東野 郁子	平成29 _年 4月1日～令和4 _年 3月31日